

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第30号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節～第10節 [略]</p> <p>第11節 固定資産税（第117条の2—<u>第117条の9</u>）</p> <p>第3章～附則 [略]</p> <p><u>（目的）</u></p> <p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき、<u>県税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について、法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p><u>（用語）</u></p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節～第10節 [略]</p> <p>第11節 固定資産税（第117条の2—<u>第117条の8</u>）</p> <p>第3章～附則 [略]</p> <p><u>（趣旨）</u></p> <p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき、<u>県税の賦課徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>（法令の適用）</u></p> <p><u>第1条の2 県税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「総務省令」という。）その他の法令の定めるところによる。</u></p> <p><u>（用語）</u></p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>

(1) 徴税吏員 知事又はその委任を受けた県吏員をいう。

(2)～(4) [略]

(徴税吏員等の証票)

第4条 徴税吏員は、県税の賦課徴収（滞納処分を除く。）に関する調査のため質問若しくは検査を行う場合又は滞納処分に関する調査のため質問、検査若しくは捜索を行う場合においてはその身分を証明する徴税吏員証票を、県税の犯則事件に関する調査のため質問、検査、領置、臨検、捜索若しくは差押を行う場合においてはその身分を証明する県税査察吏員証票をそれぞれ携帯しなければならない。

(課税地)

第8条 [略]

2 前項の課税地は、次に掲げるとおりとする。

[略]

地方消費税 地方消費税の譲渡割のうち、個人事業者に係るものにあつては住所地、居所地、事業に係る事務所若しくは事業所その他これらに準ずるもの（以下この項において「事務所等」という。）の所在地（当該事務所等が2以上ある場合には、主たるものの所在地）又は地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）第35条の5第1項に規定する場所、法人等に係るものにあつては本店、主たる事務所若しくは事務所等の所在地（当該事務所等が2以上ある場合には、主たるものの所在地）又は同条第3項に規定する場所、地方消費税の貨物割にあつては盛岡市

[略]

3 [略]

第32条の4 [略]

(1) 徴税吏員 知事又はその委任を受けた職員をいう。

(2)～(4) [略]

(徴税吏員の証票)

第4条 徴税吏員は、県税の賦課徴収（滞納処分を除く。）に関する調査のため質問若しくは検査を行う場合又は滞納処分に関する調査のため質問、検査若しくは捜索を行う場合においてはその身分を証明する徴税吏員証票を、県税の犯則事件に関する調査のため質問、検査、領置、臨検、捜索若しくは差押を行う場合においてはこれらの職務を行うべき職員として指定されている旨を記載した徴税吏員証票を携帯しなければならない。

(課税地)

第8条 [略]

2 前項の課税地は、次に掲げるとおりとする。

[略]

地方消費税 地方消費税の譲渡割のうち、個人事業者に係るものにあつては住所地、居所地、事業に係る事務所若しくは事業所その他これらに準ずるもの（以下この項において「事務所等」という。）の所在地（当該事務所等が2以上ある場合には、主たるものの所在地）又は政令第35条の5第1項に規定する場所、法人等に係るものにあつては本店、主たる事務所若しくは事務所等の所在地（当該事務所等が2以上ある場合には、主たるものの所在地）又は同条第3項に規定する場所、地方消費税の貨物割にあつては盛岡市

[略]

3 [略]

第32条の4 [略]

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「総務省令」という。）第2条の3第1項で定める事項を除く。）のうち法第45条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条の規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 [略]

（個人の県民税に係る徴収取扱費の交付）

第36条 個人の県民税に係る徴収金を賦課徴収した市町村に対しては、徴収取扱費として次に掲げる金額の合計額を交付するものとする。

(1) 個人の県民税に係る納税通知書、特別徴収義務者を經由して納税義務者に交付する通知書及び分離課税に係る所得割の更正又は決定の通知書の数を、60円に乗じて得た金額

(2) 個人の県民税に係る徴収金で県に払い込んだ金額に100分の7を乗じて得た金額

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

2・3 [略]

（身体障害者等に対する自動車税の課税免除）

第103条の4 局長は、次の各号のいずれかに該当する自動車（自家用の自動車1台に限る。）に対しては、申請により自動車税を免除する。ただし、軽自動車税の減免を受けた者については、この限りでない。

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（総務省令第2条の3第1項で定める事項を除く。）のうち法第45条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条の規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 [略]

（個人の県民税に係る徴収取扱費の交付）

第36条 個人の県民税に係る徴収金を賦課徴収した市町村に対しては、徴収取扱費として次に掲げる金額の合計額を交付するものとする。

(1) 各年度において賦課決定（既に賦課していた税額を変更するものを除く。）をされた個人の県民税の納税義務者の数を3,000円に乗じて得た金額

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) 法第37条の3の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかった金額を法第314条の8第3項の規定により適用される同条第2項の規定によって市町村が還付し、又は充当した場合における当該控除することができなかった金額に相当する金額

2・3 [略]

（身体障害者等に対する自動車税の課税免除）

第103条の4 局長は、次の各号のいずれかに該当する自動車（自家用の自動車1台に限る。）に対しては、申請により自動車税を免除する。ただし、軽自動車税の減免を受けた者又はこの条の規定により自動車税の免除を受けた者（当該免除を受けた自動車に関し道路運送車両法第15条、第15条の

(1)～(3) [略]

2 [略]

(固定資産税の納税義務者の申告義務)

第117条の8 [略]

(固定資産税の納期前の納付)

第117条の9 固定資産税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。

2 前項の規定によって固定資産税の納税者が当該納期の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合には、同項の規定によって納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数（1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。）を乗じて得た額の報償金を交付する。ただし、当該納税者の未納に係る徴収金がある場合においては、これを交付しない。

(自動車取得税の課税免除)

第123条の7 局長は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、当該自動車の取得をした者の申請により、自動車取得税の全部又は一部を免除するものとする。

(1)～(5) [略]

2～4 [略]

2 又は第16条の規定による登録をした者を除く。）が当該減免又は免除を受けた年度に自動車税を課される場合については、この限りでない。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(固定資産税の納税義務者の申告義務)

第117条の8 [略]

(自動車取得税の課税免除)

第123条の7 局長は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、当該自動車の取得をした者の申請により、自動車取得税の全部又は一部を免除するものとする。ただし、第2号に掲げる自動車の取得のうち同号の規定により自動車取得税の免除を受けた者(当該免除を受けた自動車に関し道路運送車両法第13条、第15条、第15条の2 又は第16条の規定による登録をした者その他規則で定める者を除く。)に係る自動車の取得については、この限りでない。

(1)～(5) [略]

2～4 [略]

<p>附 則 (先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除) 第18条の4の2 [略]</p>	<p>附 則 (先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除) 第18条の4の2 [略] <u>(個人の県民税の徴収取扱費の算定の基礎となる金額の特例)</u> 第18条の5 平成19年度及び平成20年度において賦課決定(既に賦課していた税額を変更するものを除く。)をされた個人の県民税に係る第36条第1項第1号の規定の適用については、同号中「3,000円」とあるのは、「4,000円」とする。</p>
<p>2 (個人の県民税に係る徴収取扱費の交付) 第36条 [略] 2 市町村長は、<u>6月、9月、12月及び3月中に、前3月間における事実に基づき、規則で定める様式による計算書によって前項の徴収取扱費の額を算定し、当該各月の翌月20日までに、当該計算書を局長に送付しなければならない。</u></p> <p>3 局長は、市町村長から、前項の規定による計算書の送付があった場合には、その送付があった日から30日以内に、<u>同項の徴収取扱費を交付するも</u></p>	<p>(個人の県民税に係る徴収取扱費の交付) 第36条 [略] 2 市町村長は、<u>4月、8月及び12月中に、次の各号に掲げる月の区分に応じ当該各号に定めるところにより、規則で定める様式による計算書によって前項の徴収取扱費として次項の規定により交付を受けるべき額を算定し、当該交付を受けるべき額に係る計算書を局長に送付しなければならない。</u> <u>(1) 4月 次に掲げる額の合計額</u> <u>ア 前年度の前項第1号の納税義務者の数に基づき同号の規定により算定して得られた額から前年度の8月及び12月の次号アに規定する額を減じて得た額</u> <u>イ 当該月の前4月間における事実に係る前項第2号から第5号までに定める金額を合算して得た額</u> <u>(2) 8月及び12月 次に掲げる額の合計額</u> <u>ア 当該月の前月末の前項第1号の納税義務者の数に基づき同号の規定により算定して得られた額に3分の1を乗じて得た額</u> <u>イ 当該月の前4月間における事実に係る前項第2号から第5号までに定める金額を合算して得た額</u> 3 局長は、市町村長から、前項の規定による計算書の送付があった場合には、その送付があった日から30日以内に、<u>当該計算書に係る徴収取扱費を</u></p>

	<p>のとする。</p>
<p>3 (身体障害者等に対する自動車税の課税免除)</p> <p>第103条の4 局長は、次の各号のいずれかに該当する自動車(自家用の自動車1台に限る。)に対しては、申請により自動車税を免除する。ただし、軽自動車税の減免を受けた者又はこの条の規定により自動車税の免除を受けた者(当該免除を受けた自動車に関し道路運送車両法第15条、第15条の2又は第16条の規定による登録をした者を除く。)が当該減免又は免除を受けた年度に自動車税を課される場合については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 前項の規定によって自動車税の免除を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収又は第104条の4の方法によって徴収されるものにあつては第106条の規定による申告をした日から15日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出するとともに、規則で定める書類及び運転免許証を提示しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(自動車取得税の課税免除)</p> <p>第123条の7 [略]</p> <p>2 前項に該当する自動車の取得に係る自動車取得税の免除すべき税額は、</p>	<p>交付するものとする。</p> <p>(身体障害者等に対する自動車税の課税免除)</p> <p>第103条の4 局長は、次の各号のいずれかに該当する自動車(自家用の自動車1台に限る。)に対しては、申請により自動車税の<u>全部又は一部</u>を免除する。ただし、軽自動車税の減免を受けた者又はこの条の規定により自動車税の免除を受けた者(当該免除を受けた自動車に関し道路運送車両法第15条、第15条の2又は第16条の規定による登録をした者を除く。)が当該減免又は免除を受けた年度に自動車税を課される場合については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 前項に該当する自動車に係る自動車税の免除すべき税額は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 当該自動車に係る自動車税の税率が年額45,000円以下のもの 当該自動車に係る自動車税の全額</p> <p>(2) 当該自動車に係る自動車税の税率が年額45,000円を超えるもの 45,000円(法第150条第1項又は第2項の規定により月割をもって自動車税を課す場合にあつては、規則で定める額)</p> <p>3 第1項の規定によって自動車税の免除を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収又は第104条の4の方法によって徴収されるものにあつては第106条の規定による申告をした日から15日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、局長に提出するとともに、規則で定める書類及び運転免許証を提示しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(自動車取得税の課税免除)</p> <p>第123条の7 [略]</p> <p>2 前項に該当する自動車の取得に係る自動車取得税の免除すべき税額は、</p>

同項第1号、第2号、第3号又は第5号に掲げる自動車の取得にあつては当該自動車の取得に係る自動車取得税の全額とし、同項第4号に掲げる自動車の取得にあつては当該自動車の取得価額のうち身体障害者等の利用に供するための構造上の特別の仕様若しくは構造変更又は身体障害者が運転するための構造上の特別の仕様若しくは構造変更に要した金額に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額とする。

3・4 [略]

同項第1号、第3号又は第5号に掲げる自動車の取得にあつては当該自動車の取得に係る自動車取得税の全額とし、同項第2号に掲げる自動車の取得にあつては自動車取得税の全額又は250万円（当該自動車に身体障害者等の利用に供するため又は身体障害者が運転するための構造上の特別の仕様又は構造変更（以下この項において「身体障害者仕様等」という。）がある場合にあつては、250万円に身体障害者仕様等に要した金額を加算した額）に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額のいずれか少ない額とし、同項第4号に掲げる自動車の取得にあつては当該自動車の取得価額のうち身体障害者仕様等に要した金額に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額とする。

3・4 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分並びに次条第3項及び第4項の規定は同年8月1日から、表3の項の改正部分並びに附則第3条及び第4条の規定は平成21年4月1日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の岩手県県税条例（以下この条において「新条例」という。）第36条第1項第1号の規定は、平成19年度以後において賦課決定をされた個人の県民税に係る徴収取扱費から適用する。

2 この条例による改正前の岩手県県税条例（以下「旧条例」という。）第36条第1項第2号の規定は、平成18年度以前の年度分の個人の県民税（同年度以前において賦課決定をされたものに限る。）については、なおその効力を有する。

3 前項の規定によりなお効力を有することとされる旧条例第36条第1項第2号の規定が適用される場合における新条例第36条第2項の規定による徴収取扱費として交付を受けるべき額の算定については、同項に定めるところにより算定する額に、規則で定める様式による計算書によって、同項の規定により算定する月の前4月間（平成19年8月に算定する場合にあつては、前2月間）において平成18年度以前の年度分の個人の県民税（同年度以前において賦課決定をされたものに限る。）に係る徴収金で県に払い込んだ金額に100分の7を乗じて得た額を加算するものとする。

4 新条例第36条第2項の規定により平成19年8月に行う徴収取扱費の算定に係る同項第2号イの規定の適用については、同号イ中「前4月間」とあるのは「前2月間」と、「第5号まで」とあるのは「第4号までに定める金額及び当該月の前4月間における事実に係る同項第5号」とする。

(自動車税に関する経過措置)

第3条 この条例(表3の項の改正部分に限る。)による改正後の岩手県県税条例(次条において「新条例」という。)第103条の4の規定は、平成21年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成20年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第4条 新条例第123条の7の規定は、平成21年4月1日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。